

伊勢崎市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第45号

伊勢崎市部設置条例の一部を改正する条例

伊勢崎市部設置条例（平成17年伊勢崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条第7号を次のように改める。

(7) 福祉こども部

第1条中第11号を削り、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 長寿社会部

第2条第7号中「福祉部」を「福祉こども部」に改め、同号エ及びオを削り、同号カを同号エとし、同条第11号を削り、同条第10号に次のように加える。

オ 都市開発に関する事項

カ 市街地整備に関する事項

第2条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 長寿社会部

ア 高齢者福祉に関する事項

イ 介護保険に関する事項

ウ 指導監査に関する事項

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第46号

伊勢崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢崎市個人情報保護条例（平成17年伊勢崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第46条第2号中「第50条第1項各号」を「第66条第1項各号」に改める。

第2条 伊勢崎市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第46条第2号中「第66条第1項各号」を「第76条第1項各号」に改める。

第3条 伊勢崎市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第33条の2第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成28年1月1日から、第2条の規定は個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の施行の日から、第3条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

伊勢崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例をここに公布する。

平成27年12月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第47号

伊勢崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(個人番号の利用範囲)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長その他の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 市長その他の執行機関は、前項に定める事務を処理するために必要な限度で、法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関は、法別表第1の下欄に掲げる事務のうち規則で定めるものを処理するために必要な限度で、自らが保有する規則で定める特定個人情報を利用することができる。

4 前2項の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

伊勢崎市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月22日

伊勢崎市 長五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第48号

伊勢崎市職員定数条例の一部を改正する条例

伊勢崎市職員定数条例（平成17年伊勢崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条第2項」を「第26条第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第49号

伊勢崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平

成 17 年伊勢崎市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

附則第 9 条第 1 項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「平成 24 年一元化法」という。）附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による障害基礎年金（同法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる	0.75

	保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
	遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。）
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡	0.84

	について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第9条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の伊勢崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「新条例」という。)附則第9条第1項及び第2項の規定は、この条例の適用の日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた新条例第7条第1項に規定する年金たる補償(以下「年金たる補償」という。)及び新条例第9条第2号に規定する休業補償(以下「休業補償」という。)並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。以下「改正前国共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第345号。以下「平成27年国共済経過措置政令」という。)第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は平成27年国共済経過措置政令第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)又は平成24年一元化法第3条の規定による改正

前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成27年国共済経過措置政令第5条第1項第4号に規定する平成24年一元化法附則第41条年金のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成27年地共済経過措置政令第4条第1項第4号に規定する平成24年一元化法附則第65条年金のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第9条第1項の規定は、適用しない。

- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の伊勢崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第9条第1項及び第2項の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。
-

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 22 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 50 号

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市市税条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条から第 17 条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第 8 条 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 15 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、同条第 1 項若しくは第 2 項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第 4 項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項から第 4 項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内において、当該徴収の猶予及び当該徴収の猶予期間の延長に係る市の徴収金を各月に分割して納付し、又は納入させることとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月に納付し、又は納入させることとする。

2 市長は、法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付若しくは分割納入の各納付期限若しくは各納入期限又は各納付期限若しくは各納入期限ごとの納付金額若しくは納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付若しくは分割納入の各納付期限若しくは各納入期限又は各納付期限若しくは各納入期限ごとの納付金額若しくは納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類と

する。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

（職権による換価の猶予の手続等）

第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予（以下この項において「職権による換価の猶予」という。）

又は同条第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長（以下この項において「職権による換価の猶予期間の延長」という。）をする期間内において、当該職権による換価の猶予又は当該職権による換価の猶予期間の延長に係る市の徴収金を各月に分割して納付し、又は納入させることとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月に納付し、又は納入させることとする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入をさせるために必要となる書類

（申請による換価の猶予の申請手続等）

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予（以下この項において「申請による換価の猶予」という。）又は同条第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長（以下この項において「申請による換価の猶予期間の延長」という。）をする期間内において、当該申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長に係る市の徴収金を各月に分割して納付し、又は納入させることとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月に納付し、又は納入させることとする。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
- (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第9条第1項第6号に掲げる事項
- (2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第13条から第17条まで 削除

第18条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第23条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第36条の2第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」を加える。

第51条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。

以下同じ。)又は法人番号

第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号(当該書類を提出する者の個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第63条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第71条第2項第1号、第74条第1項第1号及び第74条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第89条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第90条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)」に改める。

第111条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第122条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」

に改める。

附則第 2 2 条第 1 項第 1 号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第 3 項第 1 号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条から第 1 7 条まで、第 1 8 条及び第 2 3 条第 3 項の改正規定並びに次条の規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

第 2 条 附則第 1 条ただし書に規定する規定による改正後の伊勢崎市市税条例（以下この条において「新条例」という。）第 8 条、第 9 条及び第 1 2 条（地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 2 号。以下「平成 2 7 年改正法」という。）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「2 8 年新法」という。）第 1 5 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に申請される 2 8 年新法第 1 5 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成 2 7 年改正法附則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「2 8 年旧法」という。）第 1 5 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第 1 0 条及び第 1 2 条（2 8 年新法第 1 5 条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた 2 8 年旧法第 1 5 条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第 1 1 条及び第 1 2 条（2 8 年新法第 1 5 条の 6 第 1 項の規定によ

る換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 改正後の伊勢崎市市税条例(以下「新条例」という。)第36条の2第8項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる新条例第36条の2第8項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の伊勢崎市市税条例(以下「旧条例」という。)第36条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

2 新条例第51条第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する申請書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに附則第22条第1項第1号及び第3項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、新条例第71条第2項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項及び第22条第1項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、旧条例第71条第2項に規定する申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項及び第22条第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項

に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第 89 条第 2 項並びに第 90 条第 2 項及び第 3 項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第 6 条 新条例第 111 条の 3 第 2 項第 1 号の規定は、施行日以後に提出する新条例第 111 条の 3 第 2 項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第 111 条の 3 第 2 項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第 7 条 新条例第 122 条の規定は、施行日以後に行われる新条例第 122 条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第 122 条の規定による申告については、なお従前の例による。

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 22 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 51 号

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例

伊勢崎市手数料条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 6 許可申請等手数料の部の表中 38 の項を 39 の項とし、2 の項から 37 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、1 の項の次に次のように加える。

2 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定により道路の位置の指定を申請する者	50,000 円
---	----------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊勢崎市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

伊勢崎市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第52号

伊勢崎市立学校設置条例の一部を改正する条例

伊勢崎市立学校設置条例（平成17年伊勢崎市条例第88号）の一部を次のように改正する。

別表2の部伊勢崎市立境島小学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第53号

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市国民健康保険税条例（平成17年伊勢崎市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号（行政手続に

おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の伊勢崎市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）第29条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する新条例第29条第2項に規定する申請書について適用し、同日前に提出したこの条例による改正前の伊勢崎市国民健康保険税条例第29条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

伊勢崎市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第54号

伊勢崎市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢崎市介護保険条例（平成17年伊勢崎市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」に改める。

第10条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の伊勢崎市介護保険条例（以下「新条例」という。）第9条第2項第1号及び第10条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する新条例第9条第2項及び第10条第2項に規定する申請書について適用し、同日前に提出したこの条例による改正前の伊勢崎市介護保険条例第9条第2項及び第10条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

伊勢崎市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例をここに公布する。
平成27年12月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第55号

伊勢崎市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

（名称及び住所等の公示）

第2条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(1) 消費生活センターの名称及び住所

(2) 法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間

（消費生活センター長及び職員）

第3条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置かなければならない。

（試験に合格した消費生活相談員の配置）

第4条 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相

談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置かなければならない。

（消費生活相談員の人材及び処遇の確保）

第5条 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じなければならない。

（消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修）

第6条 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理）

第7条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第56号

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年伊勢崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「3月分」を「3月分まで」に改め、同表備考1中「平成26年政令第213号」の次に「。以下「令」という。」を加え、同表備考3中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号及び第2項並びに第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割課税額から順次控除して得た額を所得割課税額」を「令第4条第1項第2号に規定する市町村民税所得割合算額」に改め、同表備考5を同表備考6とし、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3の次に次のように加える。

4 支給認定保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する場合の市町村民税の額は、当該支給認定保護者の申請に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。

別表第2中

「

B階層	A階層を除き、当該年度	市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯を含む。）	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
C1階層	の4月分から8月分までの	市町村民税所得割課税額	9,200円	9,000円	9,200円	9,000円
		48,600円未満	(4,600円)	(4,500円)	(4,600円)	(4,500円)

を

	利用者					
C 2 階層	負担の 額の算 定にあ っては 前年度	市町村民税所得割 課税額 48,600円以 上72,800円 未満	14,6 00円 (7,3 00円)	14,3 00円 (7,1 50円)	15,0 00円 (7,5 00円)	14,6 00円 (7,3 00円)
C 3 階層	分の、 当該年 度の9 月分か ら3月	市町村民税所得割 課税額 72,800円以 上97,000円 未満	18,0 00円 (9,0 00円)	17,6 00円 (8,8 00円)	19,0 00円 (9,5 00円)	18,5 00円 (9,2 50円)
C 4 階層	分の算 定にあ っては 当該年 度分の	市町村民税所得割 課税額 97,000円以 上133,000 円未満	20,0 00円 (10, 000 円)	19,6 00円 (9,8 00円)	25,0 00円 500 円)	24,4 00円 (12, 200 円)
C 5 階層	市町村 民税の 額の区 分が右 欄の区	市町村民税所得割 課税額 133,000円 以上169,00 0円未満	21,4 00円 (10, 700 円)	20,9 00円 (10, 450 円)	32,0 00円 (16, 000 円)	31,3 00円 (15, 650 円)
C 6 階層	分に該 当する 世帯	市町村民税所得割 課税額 169,000円 以上301,00 0円未満	22,0 00円 (11, 000 円)	21,5 00円 (10, 750 円)	38,0 00円 (19, 000 円)	37,1 00円 (18, 550 円)
C 7 階層		市町村民税所得割 課税額 301,000円	22,6 00円 (11, 000 円)	22,1 00円 (11, 000 円)	40,0 00円 (20, 000 円)	39,1 00円 (19, 000 円)

		以上 3 9 7 , 0 0 0 円未満	3 0 0 円)	0 5 0 円)	0 0 0 円)	5 5 0 円)
C 8 階層		市町村民税所得割 課税額 3 9 7 , 0 0 0 円以上	2 3 , 2 0 0 円 (1 1 , 6 0 0 円)	2 2 , 7 0 0 円 (1 1 , 3 5 0 円)	4 2 , 0 0 0 円 (2 1 , 0 0 0 円)	4 1 , 1 0 0 円 (2 0 , 5 5 0 円)

「

B 1 階層	A 階層 を 除 き、当 該年度	市町村民税非課税 世帯	1 , 5 0 0 円 (7 5 0 円)	1 , 5 0 0 円 (7 5 0 円)	1 , 5 0 0 円 (7 5 0 円)	1 , 5 0 0 円 (7 5 0 円)
B 2 階層	の 4 月 分 から 8 月 分 までの	市町村民税均等割 のみ課税世帯	3 , 0 0 0 円 (1 , 5 0 0 円)	3 , 0 0 0 円 (1 , 5 0 0 円)	3 , 0 0 0 円 (1 , 5 0 0 円)	3 , 0 0 0 円 (1 , 5 0 0 円)
C 1 階層	利用者 負担の 額の算 定にあ	市町村民税所得割 課税額 4 8 , 6 0 0 円未 満	9 , 2 0 0 円 (4 , 6 0 0 円)	9 , 0 0 0 円 (4 , 5 0 0 円)	9 , 2 0 0 円 (4 , 6 0 0 円)	9 , 0 0 0 円 (4 , 5 0 0 円)
C 2 階層	っては 前年度 分の、 当該年 度の 9	市町村民税所得割 課税額 4 8 , 6 0 0 円以 上 7 2 , 8 0 0 円 未満	1 4 , 6 0 0 円 (7 , 3 0 0 円)	1 4 , 3 0 0 円 (7 , 1 5 0 円)	1 5 , 0 0 0 円 (7 , 5 0 0 円)	1 4 , 6 0 0 円 (7 , 3 0 0 円)
C 3 階層	月 分 か ら 3 月 分 まで	市町村民税所得割 課税額 7 2 , 8 0 0 円以	1 8 , 0 0 0 円 (9 , 0	1 7 , 6 0 0 円 (8 , 8	1 9 , 0 0 0 円 (9 , 5	1 8 , 5 0 0 円 (9 , 2

に

	の算定 にあつ	上 9 7 , 0 0 0 円 未 満	0 0 円)	0 0 円)	0 0 円)	5 0 円)
C 4 階層	ては当 該年度 分の市 町村民 税の額	市町村民税所得割 課税額 9 7 , 0 0 0 円以 上 1 3 3 , 0 0 0 円未 満	2 0 , 0 0 0 円 (1 0 , 0 0 0 円)	1 9 , 6 0 0 円 (9 , 8 0 0 円)	2 5 , 0 0 0 円 (1 2 , 5 0 0 円)	2 4 , 4 0 0 円 (1 2 , 2 0 0 円)
C 5 階層	の区分 が右欄 の区分 に該当 する世	市町村民税所得割 課税額 1 3 3 , 0 0 0 円 以上 1 6 9 , 0 0 0 円未 満	2 1 , 4 0 0 円 (1 0 , 7 0 0 円)	2 0 , 9 0 0 円 (1 0 , 4 5 0 円)	3 2 , 0 0 0 円 (1 6 , 0 0 0 円)	3 1 , 3 0 0 円 (1 5 , 6 5 0 円)
C 6 階層	帯	市町村民税所得割 課税額 1 6 9 , 0 0 0 円 以上 3 0 1 , 0 0 0 円未 満	2 2 , 0 0 0 円 (1 1 , 0 0 0 円)	2 1 , 5 0 0 円 (1 0 , 7 5 0 円)	3 8 , 0 0 0 円 (1 9 , 0 0 0 円)	3 7 , 1 0 0 円 (1 8 , 5 5 0 円)
C 7 階層		市町村民税所得割 課税額 3 0 1 , 0 0 0 円 以上 3 9 7 , 0 0 0 円未 満	2 2 , 6 0 0 円 (1 1 , 3 0 0 円)	2 2 , 1 0 0 円 (1 1 , 0 5 0 円)	4 0 , 0 0 0 円 (2 0 , 0 0 0 円)	3 9 , 1 0 0 円 (1 9 , 5 5 0 円)
C 8 階層		市町村民税所得割 課税額 3 9 7 , 0 0 0 円 以上	2 3 , 2 0 0 円 (1 1 , 6 0 0 円)	2 2 , 7 0 0 円 (1 1 , 3 5 0 円)	4 2 , 0 0 0 円 (2 1 , 0 0 0 円)	4 1 , 1 0 0 円 (2 0 , 5 5 0 円)

」

改め、同表備考 5 中「この表における」の次に「均等割」とは地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 号に規定する均等割とし、」を加え、「地方税法第 2 9 2 条

第 1 項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 項並びに第 3 1 4 条の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項及び第 5 条の 4 第 6 項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。なお、同法第 3 2 3 条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割課税額から順次控除して得た額を所得割課税額」を「令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する市町村民税所得割合算額」に改め、同表備考 8 を同表備考 9 とし、同表備考 7 を同表備考 8 とし、同表備考 6 を同表備考 7 とし、同表備考 5 の次に次のように加える。

- 6 支給認定保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 1 条第 2 号に規定する女子又は同令第 1 条の 2 第 2 号に規定する男子に該当する場合の市町村民税の額は、当該支給認定保護者の申請に基づき、地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 1 号に規定する寡婦又は同項第 1 2 号に規定する寡夫であるとみなし、同法第 2 9 5 条第 1 項第 2 号、第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 8 号及び第 3 項並びに第 3 1 4 条の 6 の規定の例により算定する。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 備考 1 及び同表備考 3 の改正規定並びに別表第 2 備考 5 の改正規定（「この表における」の次に「均等割」とは地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 号に規定する均等割とし、」を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。

伊勢崎市小口資金融資促進条例及び伊勢崎市中小企業活性化資金融資促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 5 7 号

伊勢崎市小口資金融資促進条例及び伊勢崎市中小企業活性化資金融資促

進条例の一部を改正する条例

(伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部改正)

第1条 伊勢崎市小口資金融資促進条例(平成17年伊勢崎市条例第231号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第4号の2まで」を「第5号まで、第7号及び第8号」に、「第2号」を「第3号」に改め、同条第2号中「第2条第3項」の次に「第1号から第6号まで」を加える。

(伊勢崎市中小企業活性化資金融資促進条例の一部改正)

第2条 伊勢崎市中小企業活性化資金融資促進条例(平成17年伊勢崎市条例第232号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第1号の2又は第3号」を「第2号又は第5号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市建築審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月22日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第58号

伊勢崎市建築審査会条例の一部を改正する条例

伊勢崎市建築審査会条例(平成17年伊勢崎市条例第171号)の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第4条から第9条までを1条ずつ繰り下げる。

第3条の見出しを「(身分)」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の

残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢崎市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 22 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 59 号

伊勢崎市下水道条例の一部を改正する条例

伊勢崎市下水道条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 184 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 3 号を加える。

- (10) 量水標等物件 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 2 条第 7 項に規定する量水標等又は令第 17 条の 2 第 1 号に規定する工作物をいう。
- (11) 電線等 電線又は令第 17 条の 2 第 2 号に規定する工作物をいう。
- (12) 熱交換器等 熱交換器又は令第 17 条の 2 第 3 号に規定する工作物をいう。

第 35 条中「電線及び令第 17 条の 3 に規定する物件（以下この条及び次条において「電線等」という。）」を「量水標等物件、電線等及び熱交換器等」に、「電線等が次」を「量水標等物件、電線等及び熱交換器等が次項から第 4 項まで」に改め、「基準に」の次に「それぞれ」を加え、同条各号を削り、同条に次の 3 項を加える。

2 量水標等物件の基準は、次のとおりとする。

- (1) 量水標等物件を設置する箇所が下水の排除及び暗渠^{きよ}の管理上著しい支障

を及ぼすおそれが少ない箇所であること。

- (2) 量水標等物件を設置する管渠^{きよ}の断面積に占める当該量水標等物件の断面積の割合が下水の排除及び暗渠^{きよ}の管理上支障のないものであること。
- (3) 量水標等物件の構造が堅ろうで、かつ、表面が平滑であって、耐久性、耐食性及び耐水性のあるものであること。
- (4) 量水標等物件の設置に係る工事及び維持管理の方法は、暗渠^{きよ}の構造及び機能に影響を及ぼさないものであり、かつ、公共下水道管理者の監理の下に行われること。
- (5) 量水標等物件は、原則として電圧のかからないものであること。
- (6) その他公共下水道の管理上支障とならないものであること。

3 電線等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 電線等を設置する箇所が下水の排除及び暗渠^{きよ}の管理上支障のない箇所であること。
- (2) 電線等を設置する管渠^{きよ}の断面積に占める当該電線等の断面積の割合及び電線の本数が下水の排除及び暗渠^{きよ}の管理上支障のないものであること。
- (3) 電線等の構造が堅ろうで、かつ、表面が平滑であって、耐久性、耐食性及び耐水性のあるものであること。
- (4) 電線等の設置に係る工事及び維持管理の方法は、暗渠^{きよ}の構造及び機能に影響を及ぼさないものであり、かつ、公共下水道管理者の監理の下に行われること。
- (5) 電線等は、原則として電圧のかからないものであること。
- (6) その他公共下水道の管理上支障とならないものであること。

4 熱交換器等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 熱交換器等を設置する箇所が下水の排除及び暗渠^{きよ}の管理上著しい支障を及ぼすおそれが少ない箇所であること。
- (2) 熱交換器等を設置する管渠^{きよ}の断面積に占める当該熱交換器等の断面積の割合が下水の排除及び暗渠^{きよ}の管理上著しい支障を及ぼさないものであること。
- (3) 熱交換器等の構造が堅ろうで、かつ、表面が平滑であって、耐久性、耐食性及び耐水性のあるものであること。

- (4) 地震によって公共下水道による下水の排除に支障が生じないように可撓^{とう}継手の設置その他の措置が講ぜられていること。
- (5) 熱交換器等の設置に係る工事及び維持管理の方法は、暗渠^{きよ}の構造及び機能に影響を及ぼさないものであり、かつ、公共下水道管理者の監理の下に行われること。
- (6) 熱交換器等は、原則として電圧のかからないものであること。
- (7) 熱交換器等の温度が過度に上昇又は低下をする場合は、耐熱材等を設けること。
- (8) 熱交換器の内部を流れる熱源水は、公共下水道に当該熱源水が流入した場合であっても、公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (9) その他公共下水道の管理上支障とならないものであること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 22 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 60 号

伊勢崎市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

伊勢崎市民病院使用料及び手数料条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 202 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 時間外に係る保険外併用療養費用 3,240 円（消費税相当額を含む。）

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。